

## 第2章 基本的施策

意見の概要	修正前	修正後	備 考
1. 消費者の自立支援 (1)消費者教育の推進 ア 消費者教育の機会の充実  「学齢期以降の若年層や高齢者等には」とあるが、中年層が入っていないので、「一般市民」と表現を改めた方が良い。	[P 7 : 7行目] 学齢期以降の若年層や高齢者等には、	[P 8 : 7行目] <u>一般市民を対象とした消費者教育においては、</u>	
一般成人向けの生涯学習の機会として、公民館講座や生涯学習情報センターによる取り組みも考えられるため、『担当課等』として「生涯学習文化課」を入れても良いのではないか。	[P 7 : 担当課等] ①消費生活出前講座の実施 ⇒ 安全安心課、(消費生活センター)  ◎再掲 [P 15、3. - (1) - イ- ②] 3. 消費者被害の未然防止及び救済 (1)消費者被害の未然防止の推進 イ 消費者被害に関する情報提供の強化	[P 8 : 担当課等] ①消費生活出前講座の実施 ⇒ 安全安心課、(消費生活センター)、 <u>生涯学習文化課</u>  ◎再掲 [P 16、3. - (1) - イ- ②] 3. 消費者被害の未然防止及び救済 (1)消費者被害の未然防止の推進 イ 消費者被害に関する情報提供の強化	※ 生涯学習情報センターにおける「下野市まちづくりリクエスト講座」の中に、既に「消費者講座」がメニューの1つとして採用されている。
(2)関係団体等との連携の推進 ア 関係団体等との連携強化及び情報共有  『重点項目』及び『推進施策』の「関係団体」とは、ここでは「消費者団体」がメインになるので、「消費者団体」と明記した方がわかりやすい。	[P 9 : 重点項目 (タイトル)] 関係団体等との連携の推進  [P 9 : 推進施策 (タイトル)] 関係団体等との連携強化及び情報共有	[P 10 : 重点項目 (タイトル)] <u>消費者団体等との連携の推進</u>  [P 10 : 推進施策 (タイトル)] <u>消費者団体等との連携強化及び情報共有</u>	

意見の概要	修正前	修正後	備 考
2. 消費生活の安全・安心の確保  (1)身近な生活環境の安全・安心の確保 ア 安全な商品等の確保  問題が起こった時に、担当課や連絡先が分かりやすいよう、「栃木県」ではなく「県〇〇課」と記載した方が良い。また、実質的には栃木県がメインとなる施策であるとしても、これは市の計画の基本的施策であるので、市の担当課も記載した方が良い。	[P 10・担当課等] ③消費者に対する食品表示制度の普及啓発 ⇒ 栃木県  ④食品表示に関する監視指導の実施と関係機関との連携 ⇒ 栃木県  ⑤事業者等に対する食品衛生監視指導の実施 ⇒ 栃木県	[P 11・担当課等] ③消費者に対する食品表示制度の普及啓発 ⇒ <u>県くらし安全安心課、県生活衛生課、安全安心課</u>  ④食品表示に関する監視指導の実施と関係機関との連携 ⇒ <u>県くらし安全安心課、県生活衛生課、(県南健康福祉センター)、安全安心課</u>  ⑤事業者等に対する食品衛生監視指導の実施 ⇒ <u>県生活衛生課、(県南健康福祉センター)、安全安心課</u>	※ 栃木県における「取り組み内容」及び「担当課等」の記載については、素案確定後、県と協議の上決定する予定。
3. 消費者被害の未然防止及び救済  (1)消費者被害の未然防止の推進 ア 不適正な取引行為への対応  問題が起こった時に、担当課や連絡先が分かりやすいよう、「栃木県」ではなく「県〇〇課」と記載した方が良い。また、実質的には栃木県がメインとなる施策であるとしても、これは市の計画の基本的施策であるので、市の担当課も記載した方が良い。	[P 14：取り組み内容、担当課等] ①事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表 ②不適正な取引行為について事業者への周知徹底 ⇒ 栃木県  ③不適正な取引行為について関係機関との連携強化	[P 15：取り組み内容、担当課等] ①事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表 ②不適正な取引行為について事業者への周知徹底 ⇒ <u>県くらし安全安心課、安全安心課</u>  ③不適正な取引行為について関係機関との連携強化 <削除>	※ これまで①②の『担当課等』を「栃木県」と記載していたため、①②と区別して「③関係機関との連携強化」を設け、担当課等を「安全安心課」と記載していた。今回の素案修正で、①②の『担当課等』に「安全安心課」を加えたことにより、③が重複した内容となつたため、削除した。

意見の概要	修正前	修正後	備 考
(2)消費者被害救済体制の強化 ア 消費生活相談体制の強化 イ 関係機関との連携強化  「関係機関との連携」という言葉は随所に出てきており、この項目だけ別立てしてイを『推進施策』タイトルとするのは、体系として整理できていないと思う。また、アの中にも関係機関との連携による取り組みがあり、イの内容もすべて消費生活相談に関する事であるため、アとイを分けずに1つの『重点項目』とした方が良い。	[P16、P17：推進施策（タイトル）、取り組み内容] ア 消費生活相談体制の強化 ①～⑤ イ 関係機関との連携強化 ⑥～⑨	[P17、P18：推進施策（タイトル）、取り組み内容] ア 消費生活相談体制の <u>充実</u> ①～⑨	
(3)高齢者等への支援の強化  この項目における「支援」とは、あくまで「消費者被害の未然防止及び救済」に関する事であり、ただ「支援」と言ってしまうと漠然としていて、一般的な「支援」という意味合いになってしまふと思う。	[P17：重点項目（タイトル）] (3)高齢者等への支援の強化	[P18：重点項目（タイトル）] (3)高齢者等への <u>消費生活</u> に関する支援の強化	
ア 高齢者等への情報提供・啓発の強化  「関係機関」では幅広い意味合いになってしまふため、「福祉関係機関」と明確に表現した方が良い。	[P18：推進施策（タイトル）、取り組み内容] ア 高齢者等への情報提供・啓発の強化  ①関係機関、団体等との連携による高齢者・障がいのある人への情報提供の実施	[P18：推進施策（タイトル）、取り組み内容] ア 高齢者等への <u>消費生活情報</u> の提供  ① <u>福祉</u> 関係機関、団体等との連携による高齢者・障がいのある人への <u>消費生活情報</u> の提供	